八雲町熊石地域の町営住宅家賃の過誤徴収に関するお詫びについて

八雲町長　岩　村　克　詔

熊石地域の町営住宅「簡易耐火構造平屋建て」の家賃算定に誤りがあり、本来の家賃より高い額で徴収していたことが判明いたしました。

過誤徴収していた該当者の皆様をはじめ、町民の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

【過誤徴収の内容】

町営住宅の家賃は、平成10年より入居者の収入等で算定される「応能応益方式」に改正されましたが、この改正に伴う「簡易耐火構造平屋建て」住宅入居者の家賃算定の際に「準耐火構造」と誤ったデータを入力したことで家賃算定の使用係数に誤りが生じ、本来の家賃よりも高い家賃の算定となったものであります。

【誤入力の件数等】

熊石地域の「簡易耐火構造平屋建て」の現存している戸数84戸と平成10年度以降に取り壊した40戸を加えた戸数となります。

・折戸団地　５２戸（解体されたものを含む）
・泊川団地　１６戸（解体されたものを含む）
・鮎川団地　　８戸（解体されたものを含む）
・平　団地　３０戸（解体されたものを含む）
・根崎団地　１０戸（解体されたものを含む）
・関内団地　　８戸
　　計１２４戸

【過誤徴収された家賃への対応等】

平成27年8月分から正当な家賃に改定するとともに、現在バックアップデータ等により過誤徴収していた家賃等の額の確認作業中であり、早急に全体の額・戸別の額等を確定させ、返還に係る手続きを進めることとしております。

【今後の正確な事務処理の徹底】

家賃算定に係る業務については、これまで以上に複数の者による点検を徹底するとともに、法令改正等に十分注意し、正確な事務処理の徹底を図っていくことといたします。

【問い合わせ先】熊石総合支所　地域振興課建設管理係　☎01398－2－3111